

付録

議員提出議案第4号

「義務教育費国庫負担制度の堅持、第7次教職員定数改善計画の早期完結と教育予算の充実に関する意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員 竹内 祐治
米村 一三
長谷 正信
南條 可代子
水沢 健一
安田 優子
岩間 悦子
渡辺 明彦

義務教育費国庫負担制度の堅持、第7次教職員定数改善計画の
早期完結と教育予算の充実に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかしながら、政府は昭和60年から義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、平成5年からは共済費追加費用についても国庫負担制度の対象外としたところである。

さらに、本年の財政制度等審議会の中では、初等中等教育について、義務教育費国庫負担金を含めた地方との費用負担のあり方についての見直しが俎上に上がった。また、地方分権改革推進会議の中間報告では、義務教育費国庫負担金の児童生徒数などによる交付金化や一般財源化とともに、教員給与の地方負担化、学校事務職員や学校栄養職員を定数法等の規定から除く等の方向性を打ち出している。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるばかりでなく、地域間格差が生じ教育水準の安定した維持確保ができなくなるなど、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、政府におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持し、第7次教職員定数改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第5号

「高速道路の整備と道路特定財源制度についての意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員 竹内祐治
米村一三
長谷正信
南條可代子
水沢健一
安田優子
岩間悦子
渡辺明彦

高速道路の整備と道路特定財源制度についての意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、地域経済の活性化はもとより、教育、健康、福祉など市民の生活環境の向上を図る上で基礎的な役割を担うもので、誰もがその整備を強く望んでいる。

本市においても、日本海国土軸及び西日本中央連携軸の形成、山陰地域・中海圏域の一体的な発展と活性化を図るため、「米子自動車道」、「山陰自動車道」、「姫路鳥取線」等の高速道路はもちろん、これを補完する地域高規格道路の早期整備が地域住民の悲願となっている。

また、日本道路公団等の民営化後の組織、採算性を検討する「道路関係四公団民営化推進委員会」が設置され本格的に論議検討されているが、このなかでは地域の実情、意見を十分考慮されておらず、地域間格差を更に拡大させるものとして懸念されている。

さらに、道路特定財源についても、道路整備以外に用途を拡大することは、道路整備を望んでいる市民の理解を得られるものではない。

については、地方における道路事情を賢察のうえ、下記事項について適切な対応がなされるよう強く要望する。

記

- 1．高速道路の整備については、地域における必要性を十分認識され、国の責任において整備すること。
- 2．道路整備の必要性を十分認識され、道路特定財源制度を堅持するとともに、地方の実情を把握のうえ、道路整備に必要な予算を確保されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第6号

「地方税源の充実確保に関する意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員 竹内祐治
米村一三
長谷正信
南條可代子
水沢健一
安田優子
岩間悦子
渡辺明彦

地方税源の充実確保に関する意見書

現在、地方公共団体は、積極的に行財政改革に取り組み、効率的な行政体質の構築に努めているが、その財政運営は、長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債費負担の増加などにより危機的な状況にある。

その一方で、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興対策など、地方公共団体は、多様化する住民の行政需要に取り組んでいく必要がある。

このような状況において、真に地方分権に資するものであるという観点から、財源のなお一層の地方配分増と地方税源の充実確保を図っていくことが極めて重要である。

については、平成15年度税制改正に向け、地方分権の一層の推進を図るため、地方税源の充実確保を図るとともに、特に下記事項について実現されるよう要望する。

記

- 1．固定資産税は都市の基幹税目であることを十分に考慮し、平成15年度の固定資産の評価替えに際しては、現行水準を堅持する等、その税収の安定的確保が図られるようにすること。
- 2．事業税へ外形標準課税を導入すること。
- 3．ゴルフ場利用税、事業所税、特別土地保有税及び不動産取得税は、地方公共団体の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第7号

「朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化促進についての意見書」の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員	竹	内	祐	治
	米	村	一	三
	長	谷	正	信
	南	條	可	代子
	水	沢	健	一
	安	田	優	子
	岩	間	悦	子
	渡	辺	明	彦

朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化促進についての意見書

わが国と朝鮮民主主義人民共和国は、近隣でありながら国交正常化がなされていない。

境港市は平成4年5月日本で唯一、朝鮮民主主義人民共和国元山市と友好都市盟約を締結し、昭和54年9月以来、平成14年6月までの間11回におよぶ境港市訪朝団を派遣するなど、長年にわたり親善を深めてきたところである。

この度、わが国の小泉首相と朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記との初の首脳会談が行われた。

拉致問題については、被害者家族のことを思う時、哀惜の情禁じえないものがある。今後様々な課題はあるが、一日も早く解決されるよう望むところである。

しかし、「日朝平壤宣言」にあるように日朝関係の過去の問題、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、北東アジア地域の平和と安定に大きく寄与するものとの共通の認識が確認された。

よって政府は、国交正常化交渉が再開される中で、早急に国交の樹立が促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

